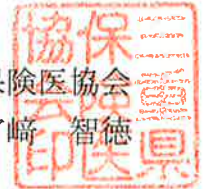


2020年7月30日

三重県知事 鈴木 英敬 殿

## すべての医科・歯科医療機関に対する 支援金、給付金等の財政措置を求めます

三重県保険医協会  
会長 宮崎 智徳



県民の健康促進、医療の確保に向けた、貴職のご尽力に敬意を表します。

本会は、県内1860名の会員で構成する医科、歯科の保険医の団体として、保険医療の充実、県民の健康向上のための様々な活動に取り組んでいます。

新型コロナ感染拡大の中でも、県内の医科・歯科医療機関は、患者さんと医療従事者の感染防止に最大限の注意を払いながら、日常診療を続けています。

しかし、外出自粛等による患者さんの受診手控えなどのため、医療機関は大幅な減収になっています。全国保険医団体連合会が4月末から5月中旬にかけて行った緊急アンケートでは、医科・歯科ともに約9割の医療機関で、前年4月に比べて患者数が減少しました。保険診療収入が30%以上減収となっている医療機関は約3割に及んでいます。

社会保険診療報酬支払基金が7月1日に4月分の診療報酬支払実績を公表しました。当県では、「件数」で医科入院外マイナス18.1%、歯科マイナス17.2%、「金額」で医科入院外マイナス14.0%、歯科マイナス7.9%でした。新型コロナウイルス感染症が拡大するなかで受診控えが広がった結果が顕著に現れています。

多くの医療機関が経営破綻を起こしかねない状況です。特に、新規開業の医療機関では、人件費などの固定費に加えて、融資の返済や家賃の負担が重くのしかかっています。

医療機関は国民皆保険制度という公的な仕組みの中で保険診療を実施し、非営利であり、公共的、公益的な役割を担っています。地域の医療機関の日常診療が立ち行かなくなれば、県民への医療提供、健康の確保に影響を及ぼします。

政府の令和2年度2次補正予算では、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」が拡充され、「患者と接する医療従事者等への慰労金支給」「医療機関等における感染拡大防止等の支援」が措置されました。

しかし、この間の患者減による減収の補填は含まれておらず、感染拡大防止策

を取りながら日常診療を継続していくには十分ではありません。今後、さらなる感染拡大に備え、医療機関が患者・住民への医療提供、健康確保の役割を継続して発揮していくためにも、すべての医科・歯科医療機関に対する、県独自の給付金等の支援策が必要です。

山形県では、「県全体で地域医療提供体制を維持するため」に、民間病院に支援金として50万円、県内すべての診療所（歯科含む）に同じく30万円を給付することとしています。

本県でもこれと同様の支援金、給付金等による減収補填策を行うことを含め、下記の事項を要望いたします。

## 記

一、県内のすべての医科・歯科医療機関に対して、支援金、給付金等による減収補填策を講じること

また、すべての医科・歯科医療機関では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年以上の感染対策費が生じていることから、県独自で感染対策費用の支援を講じること

一、県として、受診控えによる住民の健康悪化や重症化を防止するため、県民に対して、安心して医療機関を受診するよう積極的に広報すること

一、国に対して、すべての医科・歯科医療機関が経営破綻を起こさず、日常診療を維持できるように、減収補填策を講じるよう求めること

なお、「持続化給付金」については、前年同月比-50%が基準となっていることから各事業者の売上減に応じて給付金を受け取れるよう国に対応を求めること

一、新型コロナウイルス感染拡大の影響で収入が減少している県民に受診抑制が生じないよう、県独自の医療費助成を講じること

以上